

公 示

奈良第三地方合同庁舎において、行政財産の使用許可を受けて有償により清涼飲料水の販売を目的とした自動販売機の設置を希望する者の募集について、下記のとおり公募を行う。

令和2年1月9日

厚生労働省所管国有財産部局長

奈良労働局長 川 村 徹 宏

1 公募に付する事項

- (1) 件名
奈良第三地方合同庁舎 清涼飲料水の販売を目的とした自動販売機の設置及び管理運営業務
- (2) 設置場所所在地
奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎地下1階の施設管理者が指定する場所
- (3) 募集業者数
1者
- (4) 募集台数
イ 缶・ペットボトル自動販売機 1台
ロ 紙パック自動販売機 1台
- (4) 設置方法及び条件
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
設置条件等の詳細については募集要領及び仕様書のとおり。
- (5) 運営開始時期
令和2年4月1日（予定）
- (6) 選考方法
企画提案書について審査し、総合評価方式にて選定する。

2 参加資格

- (1) 良質な商品または優良なサービスを提供できる体制と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 募集要領及び仕様書を受領し、それぞれに定める条件を満たしていること。
- (6) 企画提案書を期間内に提出していること。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び（7）から（11）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (13) 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (14) 次の要件を満たす者であること。
イ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この公募の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。

①厚生年金保険、②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、③船員保険

④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。

ロ この公募の応募申請書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

※ これに該当すると思われる時事がある者は、あらかじめ下記8に照会すること。

(15) 申請時から過去5年以内に、各種法令違反に係る指摘を受けていた場合には、適正な改善措置が図られていること。

3 募集要領及び仕様書を交付する日時及び場所

(1) 日時

公告日から令和2年1月24日（金）午後3時00分まで。

※ ただし、土日祝日を除く平日午後9時00分から正午まで、午後1時00分から午後5時00分（最終日は午後3時00分）までとする。

(2) 場所

下記8の問い合わせ先と同じ。

4 公募に係る説明会

開催しません。

※ 現地調査が必要な場合は随時受付しますが、事前に下記8まで連絡し、日程調整すること。

5 公募日程

(1) 企画提案書、国有財産使用料提案書及び競争参加資格等関係確認書類（以下「企画提案書他」という。）受付期限

令和2年1月30日（木）正午まで。

※ ただし、土日祝日を除く平日午後9時00分から正午まで、午後1時00分から午後5時00分（最終日は正午）までとする。

(2) 運営事業者決定

令和2年2月中旬～令和2年3月中旬頃（予定）

6 企画提案書他の提出先及び方法

下記8に持参又は郵送（郵送の場合は受付期限内必着）にて提出すること。

なお、提出期限は上記5（1）のとおり。

※ 企画提案書他の詳細については、募集要領を参照してください。

※ 提出を受けた企画提案書他は、採否に関わらず、審査終了後も返却しません。

※ 期限厳守のこと。

7 事業者選定方法

公募の結果、応募者が複数の場合、募集要領のとおり上記5までに提出された書類等により企画競争を行うものとします。

8 問い合わせ先

奈良労働局総務部総務課会計第二係 中野

奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎

電話 0742-32-0201

FAX 0742-32-0211